

49 自由民権期の民衆運動

～世直し・世直りへの願い～

1 自由民権運動

自由民権運動は、近代的な自由・平等の思想を掲げ、広範な人々が国家のあり方を真剣に議論し、権利獲得の実現をめざして国家権力と対決した点において、日本の民主主義の原点といえる

ものである。当初、民権運動は、政府に不満をもつ士族を中心としていたが、やがて地方民会の設立を通じて政治に参加するようになった豪農層が加わり、全国的な展開を見せた。各地で政府を批判する政談演説会が開催され、多くの聴衆が詰めかけて喝采を送った。豪農層の活躍の背景には、彼ら自身の政治的・経済的成長とともに、地租などの負担の軽減を求める農民たちの要求があった。自由民権運動の高揚に対し、政府は一定の譲歩をしつつも、集会条例などを制定して民権派の弾圧を行った。

〔史料1〕(豆州借金党と貸付会社との和解)
〔函右日報〕明17・3・28
先頃、豆州の借金党とて、一千五百人程協同し、総代数十人を選び、諸処の貸付会社へ其負債を無利息十年賦にて返済さんことを申込みたれど、諸会社にては断然聞入れざるより、借金党は日々、こゝかしこに集会し、穏かならぬ模様もあるとのことなりしが、有志者は之を憂ひ、双方を調和せんと百方尽力したるより、会社方にも、大に其事情を察し、負債者を分ち、其金員の多寡に因り、元金を減少し、又は利息を引下げ、或は永年賦にて勘弁することに相談略ぼ整ひたる由、東京の新聞に見ゆ。

〔静岡県史〕資料編17近現代二 734頁

2 県内の民衆運動

自由民権運動が展開されている時期に、静岡県下では貧民党・借金党の活動や丸山教（講）の流行など、民衆による様々な運動が行われていた。〈史料1〉は、借金の返済に窮した農民たちが借金党を組織し、銀行や貸付会社に対して借金の据え置きや延納を求めて迫ったことについて、当時の新聞が伝えたものである。このころ、松方デフレによる不況のもとで、地租の滞納や

借金の返済不能による公売処分などを受け、土地・財産を失い没落する農民が急増し、各地で負債農民による騒擾が頻発していた。しかし、農民たちが求めた「無利息十年賦」返済などの要求は、これまで馴染んできた近世的な土地貸借慣行、すなわちモラル・エコノミーに基づいており、近代的な法律の原理とは相容れないものであった。すでに政府は、1872（明治5）年に田畑永代売買の禁令を廃止して以来、土地の貸借にかかわる法令を制定し、近代的な土地所有体系の整備を進めていた。そのため、農民たちは、法律をもって迫る銀行や貸付会社、およびそれを擁護する国家権力の前に屈せざるを得ない場合が多かったのである。

貧民党・借金党の活動が活発化したのと同じ頃、県下で丸山教が爆発的に流行した。〈史料2〉は、信者の動

〔史料2〕(遠州の丸山講流行)
〔静岡大務新聞〕明17・3・28
遠州豊田郡地方にては、近来、丸山講といへるが流行し、此講中に加入するものは、未明に屋根へ昇りて日輪を拝し祈念を凝らせば、何事にも祈願成就せざることなしといふ妄信、吾もくゝと加入し、頻りに信心するなかには、病者に薬劑を飲ませず、或ひは祈念さへすれば、福の舞ひ込むなど言ひはやし、更に農業を務めず、只、夫のみに奔走し、甚しきは本年の五月にいたれば、渾沌たる世界となり、人畜ともに悉く死亡し、特に丸山講の信者のみ生存して、清良たる世の中になるなど、愚なる妄言にいよゝ惑ひ、徴兵をも通る、祈願をなすなど、実に狂人のごとくなり。〔後略〕

〔静岡県史〕資料編17近現代二 745頁

向を報じた当時の新聞記事である。丸山教は、富士講の一派から発展し、明治初期に神奈川県橘樹郡登戸村の伊藤六郎兵衛が創唱した民衆宗教であり、その思想には、民衆の伝統的な世直し観念であるミロク信仰の影響がみられる。人々は押し寄せる近代化の荒波のなかで、困苦からの解放を求めて世直し・世直りの到来に期待を寄せた。信者の行動は、病者に薬を飲ませず祈禱に頼る、農業を放棄する、地主に小作地を突然返す、徴兵逃れの祈願をする、田畑・財産を売り払い金銭を教会に寄進するなど、国家・社会の秩序を揺るがすものであった。

3 民権運動と民衆運動

当時、民権運動に対する政府の弾圧が強まるなか、全国各地で民権派による激化事件が相次いで起こっていた。そのなかには、福島事件（1882年）や群馬事件（1884年）のように、地方自由党員が指導者となって収奪と困窮に喘ぐ農民たちを組織し、政府と対決する事件もみられた。貧民党・借金党や丸山教の活動に対し、政府や県当局は警戒を強めていた。〈史料3〉にもあるように、これらの民衆運動が秩父事件のような民衆蜂起へと至ることを恐れていたのである。特に、民衆運動が急進化した民権運動と結びついて組織化されることは是非とも防がなければならないことであった。しかし、この時期の人々の運動について、専制政府 対 民権運動という単純な対立の図式で捉えることは難しい。例えば、かつて民権運動の最高の発展形態と捉えられていた秩父事件は、単に民権運動や負債農民騒擾という見方だけでは捉えることのできない、近代社会成立期に展開した独自の民衆運動であるという見方が有力になりつつある。

民権運動を担った豪農層は、地域においては地主や金融機関の経営者であり、一般民衆とはしばしば対立する関係にあった。また、都市知識人・民権家の多くは、借金党・貧民党や丸山教などに対し、愚民のなすこととして批判的な態度をとっていた。

このころ、静岡県民権運動は、官憲による弾圧や豪農民権家たちの離脱等によって衰え、旧自由党員を中心に孤立化の道を歩んでいた。最後の激化事件として知られる静岡事件（1886年）についてみれば、志士的な少数精鋭主義によって政府要人の暗殺を企図しており、民衆運動と結びつくことなく、民衆から遊離した状態のなかで起こったものであったといえよう。

（史料3）（暴民蜂起の風説につき敷知・長上・浜名郡内達）

埼玉県下秩父郡其他ニ於テ暴民蜂起シ、兵器ヲ携ヘ、官衙ヲ焼キ、豪家ヲ毀テ、金銭ヲ奪ヒ、乱暴ヲ擅ニシ、恐嚇以郡村ヲ煽動スルヨリ、貧民及博徒等、之ニ応ズル者多ク、警吏及憲兵ト戦、其勢尚猖獗ナルニ付、鎮台兵モ出張シ、目下取鎮中ニ付、不日鎮靜帰スベク候得共、一時ノ風潮感染シ、愚民ヲ煽動、暴行ヲ企ツル者有之モ難凶ニ付、精々注意ヲ加ヘ、火焰ヲ未然ニ防ギ候様致スベシ。此旨内達候也。

明治十七年十一月七日

敷知・長上・浜名郡長 青沼沃

新居宿組 戸長 石原猪吉郎殿

追テ方今丸山講、借金党等ト唱ヘ人民ヲ煽惑シ、不容易浮説ヲ唱ヘ候モノ、各組合追々増加候風聞モ有之、目下最モ注意ヲ要スベキ義ニ付、組合内、右等ニ関スルモノ及ビ之ニ類似スル所業ノモノ有之候ハ、其人名至急密告候様致スベシ。此旨添達候也。

（『静岡県史』資料編17近現代（二）735頁）

〈参考文献〉

- 原口清「静岡事件の社会的背景」（『明治史研究叢書Ⅸ 民権運動の展開』）
 困民党研究会『民衆運動の〈近代〉』（現代企画室）
 牧原憲夫『民権と憲法』（岩波書店）